

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 新規・更新申請に係る提出書類一覧

○70歳未満・被用者保険

適用区分	新規申請	更新申請
エ	☐ 臨床調査個人票等 ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)	☐ 参加者証(写) ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
オ	☐ 臨床調査個人票等 ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 本人の住民税課税・非課税証明書類 ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) ☐ 保険者への連絡に係る同意書（個人番号要記載） ※申請時にマイナンバーカード等が必要	☐ 参加者証(写) ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 本人の住民税課税・非課税証明書類 ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) ☐ 保険者への連絡に係る同意書（個人番号要記載） ※申請時にマイナンバーカード等が必要

●70歳未満・被用者保険以外

適用区分	新規申請	更新申請
エ・オ	☐ 臨床調査個人票等 ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)	☐ 参加者証(写) ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)

※加入する健康保険情報がわかるものとは、健康保険の「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」またはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等の写しがこれに該当します。

※限度額適用認定書等(写)とは、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担減額認定証、適用区分が記載された資格確認証の写しや、マイナポータルサイトの資格情報画面のスクリーンショットを印刷したものがこれに該当します。

※「医療記録票(1/24以上)」とは、医療記録表(別紙様式例6-1及び6-2)と別紙様式例6-2に添付する資料であつて、高額療養費算定基準額を超えた月数が過去23月で1月以上であることが確認できるものの一式を指します。

※被用者保険に加入されている方で低所得者区分(適用区分が70歳未満オ、70歳以上低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ)に該当する方は個人番号(マイナンバー)を提出いただく必要があります。

○70歳以上75歳未満・被用者保険

適用区分	新規申請	更新申請
Ⅲ (一般所得)	☐ 臨床調査個人票等 ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 高齢受給者証(写) ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)	☐ 参加者証(写) ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 高齢受給者証(写) ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)
Ⅱ (低所得Ⅱ)	☐ 臨床調査個人票等 ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 高齢受給者証(写) ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民税課税・非課税証明書類 ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) ☐ 保険者への連絡に係る同意書（個人番号要記載） ※申請時にマイナンバーカード等が必要	☐ 参加者証(写) ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 高齢受給者証(写) ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民税課税・非課税証明書類 ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) ☐ 保険者への連絡に係る同意書（個人番号要記載） ※申請時にマイナンバーカード等が必要
Ⅰ (低所得Ⅰ)	☐ 臨床調査個人票等 ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 高齢受給者証(写) ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ☐ 本人及び世帯全員の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) ☐ 保険者への連絡に係る同意書（個人番号要記載） ※申請時にマイナンバーカード等が必要	☐ 参加者証(写) ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 高齢受給者証(写) ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人及び世帯全員の住民税課税・非課税証明書類 ☐ 本人及び世帯全員の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写) ☐ 保険者への連絡に係る同意書（個人番号要記載） ※申請時にマイナンバーカード等が必要

※ここでのいう世帯とは、本人と同一医療保険加入者を指します。

※加入する健康保険情報がわかるものとは、健康保険の「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」またはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等の写しがこれに該当します。

※限度額適用認定書等(写)とは、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担減額認定証、適用区分が記載された資格確認証の写しや、マイナポータルサイトの資格情報画面のスクリーンショットを印刷したものがこれに該当します。

※「医療記録票(1/24以上)」とは、医療記録表(別紙様式例6-1及び6-2)と別紙様式例6-2に添付する資料であつて、高額療養費算定基準額を超えた月数が過去23月で1月以上であることが確認できるものの一式を指します。

※被用者保険に加入されている方で低所得者区分(適用区分が70歳未満才、70歳以上低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ)に該当する方は個人番号(マイナンバー)を提出いただく必要があります。

●70歳以上75歳未満・被用者保険以外

適用区分	新規申請	更新申請
Ⅲ (一般所得) ・ Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	☐ 臨床調査個人票等 ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 高齢受給者証(写) ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)	☐ 参加者証(写) ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 高齢受給者証(写) ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)

○75歳以上・後期高齢者医療保険

適用区分	新規申請	更新申請
Ⅲ (一般2割) (一般1割) ・ Ⅱ (低所得Ⅱ) ・ Ⅰ (低所得Ⅰ)	☐ 臨床調査個人票等 ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)	☐ 参加者証(写) ☐ 加入する健康保険情報がわかるもの ※限度額適用認定証等(写)で加入する健康保険情報が確認できる場合は省略可 ☐ 限度額適用認定証等(写) ☐ 本人の住民票(写) ☐ 医療記録票(1/24以上) (写) ☐ 肝炎治療受給者証被交付者にあつては、肝炎治療月額管理票(写)

※ここでの世帯とは、本人と同一医療保険加入者を指します。

※加入する健康保険情報がわかるものとは、健康保険の「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」またはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等の写しがこれに該当します。

※限度額適用認定書等(写)とは、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担減額認定証、適用区分が記載された資格確認証の写しや、マイナポータルサイトの資格情報画面のスクリーンショットを印刷したものがこれに該当します。

※「医療記録票(1/24以上)」とは、医療記録表(別紙様式例6-1及び6-2)と別紙様式例6-2に添付する資料であつて、高額療養費算定基準額を超えた月数が過去23月で1月以上であることが確認できるもの一式を指します。

※被用者保険に加入されている方で低所得者区分(適用区分が70歳未満才、70歳以上低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ)に該当する方は個人番号(マイナンバー)を提出いただく必要があります。